

原案可決
全会一致

第1号発議案

拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月27日

提出者 総務文教委員長 楡 井 辰 雄

新潟県議会議長 中 野 洸 様

拉致事件の早期解決を求める意見書

国連人権理事会が設置した北朝鮮の人権に関する国連調査委員会が公表した報告書において、日本人をはじめとする外国人の拉致が、北朝鮮国家により組織的に行われたと断定し、「人道に対する罪」を犯していると厳しく非難するとともに、拉致被害者を速やかに帰国させるよう勧告している。

拉致被害者の家族は、一日も早い被害者の帰国を望んでおり、北朝鮮が勧告を真摯に受け止め、事件が解決することを期待している。

よって国会並びに政府におかれては、拉致事件の早期解決を図るため、世界各国が関心をもって対応するよう、国際刑事裁判所への付託や国連特別法廷の設置などの実現に向けて、国連安全保障理事会などに強く働きかけるとともに、一日も早い拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	岸田文雄様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	古屋圭司様

原案可決
全会一致

第2号発議案

肝炎患者の救済を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月27日

提出者 厚生環境委員長 小林 一大

新潟県議会議長 中野 洸 様

肝炎患者の救済を求める意見書

薬害C型肝炎訴訟をうけて、被害者全員を一律に救済する「薬害C型肝炎患者救済法」が、平成20年1月11日に議員立法として成立したところであり、その前文には、政府が責任を認め謝罪すべきであると明記されている。

また、平成21年に成立した肝炎対策基本法には、肝炎対策を国の責務で実施すること、全国民が肝炎ウイルス検査を受けることができるようにすると規定されるとともに、平成23年には、医療の充実などが盛り込まれた肝炎対策基本指針も告示されたところである。

しかしながら、患者の救済については、裁判で汚染された血液製剤の投与記録や治療した医師の証言などを立証することが求められおり、肝炎は、感染してから発症までに10年から20年も経過することから、カルテが廃棄されていたり医師の証言が得られないこと等により、いまだに多くの患者が救済されていない。

そもそも救済法は、薬害C型肝炎は国の政策の誤りで起こったことを認めており、また肝炎患者の救済については、衆・参両院ともに付帯決議が為されていることから、早急に350万人といわれる患者等の救済に向けて、更なる法の整備や生活支援等の制度の創設とその予算化を図らなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、肝炎治療費への公的支援制度の確立や、肝炎ウイルス検査未実施の者、ウイルス陽性者のうち未治療の者の実態を引き続き詳細に調査し、早期発見・早期治療につながる施策を講じること。また、治療体制・治療環境の整備や治療薬・治療法の開発および治験の迅速化を図るなど、肝炎患者に必要な措置を速やかに講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消と薬害の根絶を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	田村憲久様

原案可決

全会一致

第3号発議案

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月27日

提出者 産業経済委員長 小島 隆

新潟県議会議長 中野 洸 様

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

平成21年度税制改正における道路特定財源制度の廃止に伴い、軽油引取税は一般財源化され普通税に移行したが、スキー産業の索道事業者が使う機械や農業用の機械など道路を使用しない機械に使用される軽油については、3年間の課税免除の特例措置がなされたところである。

特例措置は、平成24年3月で終了する予定であったが、各界の強い要望により平成27年3月まで3年間の免税措置の延長が認められている。

本県においては、スキー人口の減少傾向の中、近年ようやくスキー場への入込客が回復しており、特に外国人スキーヤーが増加していることから外国人観光客誘致の目玉となっている。

一方、円安等による原油輸入価格の高騰で索道事業者や農業者は厳しい経営状況を強いられている。

このような状況において、課税免除の特例措置の終了は、事業者に更なる負担増を強いることとなり、索道事業者の施設の維持のみならず、宿泊業、飲食業など多くの関連事業者にも影響を与え、地域経済にも多大な影響を及ぼすものと懸念される。

また、農業者にあっても政府の農業改革に対応するため、更なる経営規模の拡大が求められることから、より大型の農業機械の導入が必要とされており、特例措置の終了により、経営負担が大きくなることが懸念される。

よって国会並びに政府におかれては、軽油引取税の課税免除措置を受けている索道事業者、農林業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	新藤義孝様
農林水産大臣	林芳正様
経済産業大臣	茂木敏充様
国土交通大臣	太田昭宏様

原案可決
賛成多数

第4号発議案

TPP交渉に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年3月27日

提出者	宮高佐	崎橋藤	悦直	男揮純	岩矢早	村野川	良吉	一学秀	皆富	川樫	雄一	二成
賛成者	笠小小西金小帆東長青米若佐	原林島川谷川苾山部木山月藤	義一洋国和謙英太久	宗大隆吉彦雄治機登一郎昇仁雄	青佐桜沢尾村渡三小松片小	柳藤井野身松辺富山川野島	正卓甚孝二惇佳芳又義	司之一修昭郎夫一元ヨ猛徳	坂榆小斎柄小石星志佐横石	田井林藤沢野井野田藤尾塚	光辰林隆正峯伊佐邦浩幸	子雄一景三生修夫男雄秀健

新潟県議会議長 中野 洸 様

TPP交渉に関する意見書

昨年末に妥結を目標としていた環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉は、日本と米国の対立が障害となって大筋合意が見送られた。

日米が対立する関税などの膠着状態を打開するため、政治決着に向けた閣僚会合、各国の首席交渉官会合、日米両国の事務協議等が行われているが、甘利TPP担当大臣が重要5品目に関して一部品目の関税引き下げの提案も視野にTPP交渉に当たる考えを示したことが波紋を呼んでいる。

TPPは、アジア・太平洋の「未来の繁栄」を約束する枠組みであり、日本経済やアジア太平洋地域の成長の取り込みといった経済的メリットに加え、同盟国の米国をはじめ、自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とのルール作りが、安全保障上、大きな意義を有することは理解するところであるが、我が国として守るべきものは守り、攻めるものは攻め、国益にかなう最善の道を追及しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、TPP交渉に係る国民の不安や不満を払しょくするため、必要な情報提供を行うとともに、衆参両院農林水産委員会における米など重要5品目の除外等を求めた決議をしっかりと受け止め、国益を守るための交渉を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月27日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	林芳正様
経済産業大臣	茂木敏充様
内閣官房長官	菅義偉様
TPP担当大臣	甘利明様